瀬戸市公共工事の前金払取扱要綱

（趣旨）

第１条　瀬戸市会計規則（昭和２９年瀬戸市規則第４号）第１５条の９第３項及び瀬戸市水道事業会計規程（昭和４５年瀬戸市水道事業管理規定第１号）に規定する公共工事の前金払（以下「前金払」という。）に関し、事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（前金払の対象）

第２条　前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号。以下「法」という。）第２条第１項に定める公共工事のうち法第５条に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証会社」という。）の保証に係る１件の請負金額が５００万円以上のものとする。

（前金払の制限）

第３条　前条により前金払の対象とされる公共工事のうち、前金払の必要がないと認めるとき又は予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるときは、支払うべき前金払（以下「前払金」という。）の全部又は一部を支払わないことができる。

（前払金の額）

第４条　前払金の額は、請負金額に１０分の３を乗じて得た額以内とする。

２　前項の規定に関わらず、土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下本条において同じ。）に係る前払金の額は、請負金額に１０分の４を乗じて得た額以内とする。

３　繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結

の当初における請負金額の総額に対してすることができる。

4　債務負担行為に係る２年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に応じた出来高予定額に対してすることができる。

5　継続費に係る２年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に応じた出来高予定額に対してすることができる。

6　前２項の出来高予定額に対する各年度ごとの前払金の額は、次に掲げる区分によるものとする。

⑴　初年度　当該年度の出来高予定額を第１項（土木建築に関する工事については第２項）の請負金額とみなして、当該項の規定により算出して得た額

⑵　２年度以降　初年度から当該年度までの出来高予定額を第１項（土木建築に関する工事については第２項）中の請負金額とみなして、当該項の規定により算出して得た額から、当該年度の前年度までに支払った前払金の合計額を差し引いた額

7　第１項、第２項及び前項の規定により算出した前払金の額に１０万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（前金払の明示）

第５条　前金払の対象となる公共工事及び前金払の割合については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対してこれを明示するものとする。

（前払金の支払）

第６条　前払金の支払をする場合は、請求書の提出と同時に保証会社と締結した法第２条第５項に規定する保証契約に係る保証証書を市に寄託させなければならない。

２　前払金は、前項の規定による請求書を受理した日から１４日以内に支払うものとする。

（請負金額の変更に伴う前払金の増減）

第７条　工事等の内容の変更その他の理由により請負金額を増額した場合にあっては、増額後の請負金額を基礎として第４条第１項又は第２項の規定により算出した前払金の額（その額に１０万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）から支払済の前払金の額を差し引いた額以内の額の前金払をすることができる。

２　工事等の内容の変更その他の理由により請負金額を減額した場合にあっては、支払済の前払金の額から減額後の請負金額を基礎として第４条第１項又は第２項の規定により算出した前払金の額（その額に１０万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を差し引いた額に相当する前払金を返還させるものとする。

３　前２項の規定に関わらず、第４条第４項又は第５項に基づき前払金を支払う場合において、当該前払金を支払う年度分の年割額に応じた出来高予定額について変更が生じた場合については、「請負金額」とあるのは「当該年度の出来高予定額」と、「第４条第 1 項又は第２項」とあるのは「第４条第６項」と、「前払金の額」とあるのは「当該年度の前払金の額」とそれぞれ読み替えて前２項を適用するものとする。

４　前３項の場合において、契約残工期（第３項においては、契約残工期又は当該年度の末日までのいずれかの期間）が４０日未満であるときは、前払金の増額又は減額を行わないものとする。

（前払金の返還）

第８条　前払金の支払いを受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、前払金を瀬戸市契約規則（昭和４０年瀬戸市規則第１８号）第３

９条の規定により返還させるものとする。

⑴　保証会社との間の保証契約が解除されたとき

⑵　本市との間の契約が解除されたとき

（諸書類の様式）

第９条　前金払に関する諸様式は、別に定める。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、契約のつど協議するものとする。

附　則

１　この要綱は、平成３年７月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の瀬戸市公共工事の前金払取扱要綱は、平成１５年４月１日以降に新たに締結された契約に係る公共工事について適用し、平成１５年３月３１日以前に締結された契約に係る公共工事については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の瀬戸市公共工事の前金払取扱要綱は、平成２６年４月１日以降に新たに締結された契約に係る公共工事について適用し、平成２

６年３月３１日以前に締結された契約に係る公共工事については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は、平成２８年８月４日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の瀬戸市公共工事の前金払取扱要綱は、平成２８年８月４日以降に新たに締結された契約に係る公共工事について適用し、平成２８年８月３日以前に締結された契約に係る公共工事については、なお従前の例による。